

(別紙 2－24 びんなが (南大西洋海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 びんなが (南大西洋海域)

特定水産資源の定義 びんながのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、北緯 5 度の線以南の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定する海域 (以下この別紙において「南大西洋海域」という。) において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

8 月 1 日から翌年 7 月末日まで

第 3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (以下この別紙において「I C C A T」という。) での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

南大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

びんなが（南大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による
法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲
可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。